

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成28年度第1回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成28年11月29日(火) 午後1時～午後2時20分
開 催 場 所	市役所 11階 113会議室
議 題	(1) 会長の互選及び職務代理者の指名 (2) 諮問：高松市議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに議会における政務活動費の額について (3) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	6人(深田委員欠席) 桑城秀樹、高塚順子、土井信幸、奈良茂子、山田径男、與田康子
傍 聴 者	2人
担 当 課 及 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

【経過及び結果】

1 会長の互選及び職務代理者の指名

会長については、桑城委員を推挙する意見が出され、全員一致で了承された。

職務代理者については、会長が與田委員を指名した。

2 会議の公開の決定

会長から本審議会の会議を公開とする旨の発言があり、今後、会議を非公開とすべき審議事項が生じた場合には、その都度、本審議会において公開・非公開を決定することとした。

3 審議会資料の説明

市長からの諮問の後、事務局から本市の議員報酬、市長及び副市長の給料、政務活動費の額の状況、本市の財政状況、人事院・香川県人事委員会の勧告内容、他市の状況等について説明し、それに対し各委員から質問があった。

【主な質疑応答】

委員)本市の財政状況については、私の印象としては、財政健全化に向けた努力の甲斐があり、うまくいっているように見受けられる。ただ、先程の市長の挨拶にあったように、将来にわたり持続可能な健全財政を確立していくためには、楽観できる状況ではないようである。政務活動費については、昨今の新聞等でもその用途や透明性の確保について議論がなされている旨の報道がされており、私も関心を持っている。現時点では、市長、副市長の給料、議員報酬、政務活動費の方向性について、はっきりと意思表示できる状況にはないが、今後審議会で議論を重ね、他の委員から出される意見も踏ま

え考えたい。

委員) 事務局から示された資料の財政状況に関する指標等を見ても、財政的には安定しているように見受けられる。ただ2点気になる点があるので伺いたい。①将来的に新しい施設等の建設も予定されているようだが、施設は建設するための費用だけでなく、将来に渡って維持管理するための費用も当然必要となってくる。将来的に本市が所有する公共施設等の維持管理にどの程度の費用が必要なのか。②市長等特別職は、人事院勧告においてボーナスだけが引き上げの対象となるが、職員については、ボーナス以外に月例給についても引き上げの対象となるため、市長等特別職と職員の給料のバランスが気になる。例えば、局長級職員について、人事院勧告により月例給、ボーナスともに引き上げられることとなるとこれら給料等の年間支給額と市長等特別職の年間給料支給額は変わらない状況になるのではないかと。

事務局) ①本市が所有する公共施設等の維持管理費については、資料を持ち合わせていないため、改めて回答させていただく。②局長級職員と市長等特別職の給料のバランスについては、今回の人事院勧告に基づき月例給が引き上げられるのは、主に若年層の職員であり、局長級を含めた管理職に関しては、月例給の引き上げはほとんどない状況である。

事務局) 総務課長の説明の補足になるが、人事院勧告においては、民間給与との較差に基づく給与改定として、主に新規採用職員や若年層の俸給表の改定を行うこととされた。本市においては、現在、局長級の役職で50歳以上の職員については、平成27年度からの給与制度の総合的見直しにより、世代間の給与配分の見直しを行い、俸給表の額を引き下げた。なお、平成30年3月31日までは、現給保障をすることになっている。また、市長等特別職と我々職員とは給料に対する考え方が異なり、職員は国の人事院勧告に準じて給与を改定している、一方、市長等特別職については、民間の景気動向や一般職の動向について参考とはするが、基本的には市の財政状況や他市の状況を勘案しながら市独自で決めることとなる。

委員) ①財政力指数について中核市47市の中で本市の順位を確認すると、総合的に中の上という状況であるが、財政力指数だけでは引上げ、引下げの議論にはならない。②四国4市で比較すると10年近くどこの市も条例規定額を引き上げておらず、また、物価上昇は0近辺で推移していることを勘案すると、今特に引き上げる必要性は見当たらない。③賞与(期末手当)について、平成26年度は3.1月、27年度は3.15月と支給月数が増加しており、給料は据置きながらも人事院勧告に基づき、微増ながら増加が見られ、年収ベースで見ると増加している状況を勘案すると定例給まで引き上げる必要は感じない。④政務活動費については、支給額の引上げ、引下げともに必要ない。ただ、透明性の確保については、市民の関心が非常に高まっている中、ここ数年改善が見られないのはいかなるものか。市民の関心が高いのでこのままでよいのかという思いはある。

委員) 給料等の他市との比較では、本市は中間という印象を受けた。市長、議長ともに、全国の中で様々な役職に就き、大変だろうが、今後においても現状を維持し安定した財政運営をお願いしたい。

委員) ①資料の中に市長、副市長、議長及び副議長の活動状況があるが、年間365日の中で、特に市長については330日程度、副市長についても300日程度の執務日数があり、あまりにも多く大変だとの印象を受けた。ただ、市長、副市長の給料を活動日数の月平均で割り日給ベースで考えると、現在の給料は妥当という印象を受けた。市長、副市長の活動状況が近年特に多忙となっている状況を見ると、本審議会とは直接的に関係はないが、市民がもう少しきちんと考え、会合等に来ていただく

機会を厳選する等の配慮が必要ではないか。②議員の活動については、活動日数等が資料の中で記載されていないため、金額の妥当性について判断しづらいというのが、私の正直な感想である。ただ、全国市議会議長会が出している資料の中に、人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額が記載されており、40万人～50万人の市の、議員報酬の平均は62万円程度なので、これを勘案すると本市の議員報酬については妥当との印象を受ける。③政務活動費については、「高松市議会基本条例」の中でも議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して用途の説明責任を果たすものとするとの文言がある。議員の中には、政務活動費の透明性確保のため努力している人もいるだろうが、すべての議員が市民から選ばれて議員活動をしているという自覚を持ち、その透明性を高める努力をしていただくようお願いしたい。現状では、月額10万円の政務活動費を引き上げるとい議論にはならないが、議員自ら透明性確保のため努力する姿勢が見られた場合、将来的に経済状況等も勘案しながら、政務活動費の増額の議論もできるのではないかと。④政務活動費について、その収支報告書は翌年4月30日までに一括して提出しているのか。

事務局) ④そのとおりである。

委員) 収支報告書については、翌年4月30日までに一括して提出するのはいかがなものか。透明性を高めるためにも、また、内容を確認する職員の負担を考慮しても分割して提出すべきではないのか。

会長) 政務活動費の収支報告書の提出を一括ではなく、例えば年2回等分割にすることは、透明性を高める意味でも、また職員の負担を考えても良い方法なのではないか。

委員) 透明性の確保のため有効な施策を考えたとしても、多大な人件費がかかったのでは意味がない。今の市民感情や情勢等を踏まえて、効率的に透明性を確保するための方策を議員自ら考え、市民に示していただければ一番良いのではないかと。